

長岡市地域包括支援センターこしじ・おぐに

(指定介護予防支援事業所) 運営規程

(趣旨)

この規程は、社会福祉法人長岡老人福祉協会の長岡市地域包括支援センターこしじ・おぐにが行う指定介護予防支援事業の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及び契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため適切なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- (1) 名称：長岡市地域包括支援センターこしじ・おぐに
- (2) 事業所番号：1500200066
- (3) 所在地：新潟県長岡市浦3060番地（高齢者総合福祉施設わらび園内）

(事業所の職員体制)

- (1) 介護予防支援事業所：管理者（兼務） 常勤1名、担当職員 常勤1名
- (2) 介護予防ケアマネジメント：担当職員 常勤5名
※うち1名は指定介護予防支援事業所担当職員と兼務

(開設時間及び休日、実施地域)

- (1) 開設時間：月曜日から金曜日 8時30分～17時00分
- (2) 休日：土曜・日曜・国民の祝日・12月31日～1月3日（但し、利用者の希望に応じて24時間対応可能な体制を整える）
- (3) 通常事業の実施地域：長岡市（越路地区・小国地区）

(提供サービス内容)

- (1) 利用者の自宅を訪問し、心身状態を適切に把握した上で、利用者やご家族の希望を踏まえ、介護予防サービス計画書または介護予防ケアマネジメントを作成する。
- (2) 介護予防サービス・支援計画書に基づくサービス提供が確保されるよう、連絡調整を継続的に行い、実施状況を把握する。必要に応じ、双方の合意に基づき介護予防サービス・支援計画書を変更する。
- (3) 当事業所に対し、複数の指定介護予防サービス事業所等を紹介するよう求めることができる。また、指定介護予防サービス事業所等の選定理由を求めることができる。
- (4) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり適切に対処する。
- (5) 要介護認定または介護予防・日常生活支援総合事業の申請の対応、介護保険施設への入所を希望された場合の仲介をする。

(利用料その他の費用の額)

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣または長岡市が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援または介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスである時は自己負担はない。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領出来ない場合は、一旦、1 か月当たりの料金をお支払いいただき、後日、所在市町村窓口当該証明書を提出し払い戻しを受けることができる。

(個人情報利用)

当事業所は、利用者の個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払うよう努める。

- (1) 当事業所での指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供、他の介護・福祉サービス施設との連携、照会への回答
- (2) 介護保険審査支払い機関への請求書、給付管理票等の提出。介護保険審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- (3) 利用者の受け入れ等の管理、事故等の報告、損害賠償保険などに係る保険会社等への届出等、介護サービスや業務の維持・改善のための資料、事業所等において行われる学生等の実習への協力、外部監査機関・評価機関等他の事業者等への情報提供
- (4) 法令に基づく場合、人の生命、身体または財産の保護に必要な場合、公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、国等に協力する場合は利用できるものとする。

(緊急時・事故発生時における対応方法)

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び家族等への連絡を行う等、必要な措置を講じる。事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村当へ連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- (1) 事業所及び担当者に贈り物や飲食物の提供はお断りする。
- (2) 体調の急変などによりサービスを利用できなくなったときはできる限り早めにサービス事業所または担当職員に連絡する。
- (3) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院等に伝える。

(虐待防止等)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催
- (2) 虐待の発生・再発防止の指針を整備
- (3) 従事者に対し虐待の発生・再発防止の研修の実施
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村機関に通報するものとする。

(衛生管理等)

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- (1) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情相談窓口)

当事業所が提供した指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス・支援計画書に位置付けたサービスに関する苦情も対応する。

事業所相談窓口	電話番号 0258-41-3201 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができる。

苦情受付機関	(介護予防支援に関すること) 長岡市介護保険課 電話番号 0258-39-2245 新潟県国民健康保険団体連合会 電話番号 025-285-3022
	(介護予防化マネジメントに関すること) 長岡市長寿はつらつ課 電話番号 0258-39-2268
	長岡市地域包括支援センターこしじ・おぐに 電話番号 0258-41-3201

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。